

八尾市小中一貫教育基本方針

～未来を切り拓くチャレンジする
『八尾っ子』の育成をめざして～

八尾市教育委員会

平成 29（2017）年 11 月

目次

はじめに	・・・	1
1 小中一貫教育が求められる背景	・・・	2
（1）教育内容や学習活動の量的・質的充実への対応	・・・	2
（2）発達の早期化等に関わる現象への対応	・・・	2
（3）いわゆる「中1ギャップ」への対応	・・・	3
（4）社会性育成機能の強化の必要性	・・・	3
（5）学校現場の課題の多様化と複雑化	・・・	3
2 八尾市の小中連携によるこれまでの取り組みと課題	・・・	4
（1）「八尾市立小・中学校における小中連携に関する実態調査」 結果について	・・・	4
（2）本市の全国学力学習状況等調査結果	・・・	6
（3）学校現場の課題の多様化と複雑化	・・・	7
（4）高安小・中学校における研究実践	・・・	8
3 小中連携教育から小中一貫教育へ	・・・	10
（1）小中連携教育と小中一貫教育について	・・・	10
4 八尾市小中一貫教育の基本方針	・・・	11
（1）基本方針	・・・	11
5 小中一貫教育の推進により期待する成果と具体的な取り組み	・・・	12
（1）小中一貫教育の推進により期待する成果	・・・	12
（2）具体的な取り組み	・・・	14
6 小・中学校の施設形態と学年の区切りの考え方	・・・	16
（1）施設形態と小中一貫教育の取り組み	・・・	16
（2）学年の区切りについて	・・・	17
7 小中一貫教育の実現に向けての主な推進体制	・・・	18
（1）八尾市小中一貫教育推進会議	・・・	18
（2）各中学校区及び学校における推進組織の設置	・・・	18
（3）（仮称）八尾市教育センターの取り組み	・・・	18
8 その他（今後の検討事項）	・・・	20
（1）教育課程特例校制度の検討	・・・	20
（2）義務教育学校設置に向けた検討	・・・	20
（3）学校運営協議会の設置に向けた検討	・・・	20
（4）小中一貫教育の推進にかかる人的配置等について	・・・	20
資料編	・・・	21

はじめに

国の教育再生実行会議は、平成 26（2014）年 7 月に小中一貫教育について第 5 次提言を行い、これを受けて平成 26（2014）年 12 月には、中央教育審議会から義務教育 9 年間の教育課程を一体化した「小中一貫教育学校」の創設など小中一貫教育の制度化が答申されました。

平成 29（2017）年の学習指導要領の改訂では、社会に開かれた教育課程が求められるとともに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善をはじめ、道徳の教科化やプログラミング教育など、新たな教育活動が示されています。このような教育内容や学習活動の量的・質的な充実に対応するために、小・中学校の教職員が連携して、小学校高学年における教科の専門的な指導の充実や、児童生徒のつまずきやすい学習内容についての長期的な視点に立ったきめ細かな指導など、学習指導の工夫に取り組むことの重要性が増しています。

また、平成 26（2014）年に地方自治法が一部改正され、本市においては、平成 30（2018）年 4 月に中核市移行をめざすこととしています。そのことにより、市の責任や義務が大きくなり、これまで以上に権限が拡大し、指導監督や自ら判断できる権限の範囲を広げられることから、本市にとって市民の命を守る安全・安心の取り組みや健康づくり、未来の八尾創りをさらに飛躍させることができる大きなチャンスと捉え、教育分野においても、中核市移行に伴い、本市の教職員を八尾で育てることができ、地域に愛着と誇りを持つ子どもを育てることとしており、平成 30（2018）年度には、高安地区に本市教育振興の中核を担う、「(仮称) 八尾市教育センター」を設置することとしています。

一方、平成 28（2016）年 4 月、旧大阪府立八尾支援学校東校の跡地に、本市では初めての施設一体型小・中学校である高安小・中学校を設置し、本市教育振興の先進校（フロンティア校）として、小・中学校共通の「めざす子ども像」の設定や、9 年間の系統性、連続性のある指導を行い、研究実践を進めています。

こうした国における小中一貫教育の推進の流れや、本市教育行政を取り巻く現状と課題を踏まえ、これまでの本市の小中連携の取り組みを基礎として、「八尾市小中一貫教育基本方針」を策定し、平成 31（2019）年度より、すべての中学校区で小中一貫教育を実施し、小学校と中学校が「めざす子ども像」を共有することで、義務教育 9 年間の系統性、連続性に配慮した一貫性のある教育活動を展開していきます。

そして、その成果としては、キャリア教育¹の視点をいかした義務教育 9 年間を見通した一貫した指導を進めることで、学習意欲の向上や豊かな人間性や社会性の育成を図り、子ども 1 人ひとりが将来への希望を持ち、社会で生きる力をつけ、自らの人生を切り拓いていける「未来を切り拓くチャレンジする『八尾っ子』²」を育成します。併せて、今日、学校と家庭、地域が一体となって子どもたちを育むことが求められていることから、家庭、地域と連携、協力した取り組みを進めていきます。

¹ キャリア教育

子ども 1 人ひとりが将来への希望を持ち、社会で生きる力をつけるため、人間関係形成能力、情報活用能力、将来設計能力、意思決定能力を発達段階に応じて身につけるための教育。

² 未来を切り拓くチャレンジする『八尾っ子』

八尾市教育振興計画後期計画（平成 28（2016）年 3 月策定）において、未来を切り拓くチャレンジする子どもの育成に向け、「知識を活用する子ども」、「学習意欲あふれる子ども」、「ねばり強い子ども」、「健やかで心豊かな子ども」、「生命を大切にする子ども」、「人とのつながりを大切にする子ども」、「マナーやルールを守る子ども」、「わが国と郷土を愛する子ども」を 8 つの「めざす子ども像」として定めています。

1 小中一貫教育が求められる背景

平成 19（2007）年に学校教育法の改正があり、小・中学校共通の目標として義務教育の目標規定が新設（第 21 条）されました。その後、小・中学校の学習指導要領の巻末にそれぞれの全文が掲載されるなど、学校段階間の連携を促進するための工夫が講じられてきました。こうした、法令上の要請と合わせ、学校現場においても、小学校 1 年生から中学校 3 年生までの義務教育 9 年間の中で、子どもは日々の学習を積み上げて成長していくことから、「小学校の教職員は、子どもの中学校を卒業する姿をイメージして」、「中学校の教職員は小学校の学びを知り」、子どもの課題に対応していくことの重要性が増してきました。このような状況の中で、平成 29（2017）年 3 月に文部科学省が実施した「小中一貫教育の導入状況調査」結果によると、全国 1,749 市区町村のうち、249 市区町村（約 14%）で小中一貫教育を実施しており、「実施を予定」及び「実施を検討中」を含めると 423 市区町村（約 24%）となり、全国的にも各地域の実情に応じた小中一貫教育の実践が進んでいる状況がうかがえます。

以下、小中一貫教育が求められる具体的な背景について記載します。

（1） 教育内容や学習活動の量的・質的充実への対応

平成 20（2008）年の学習指導要領の改訂は、21 世紀の知識基盤社会化やグローバル化を見据え、「生きる力」を支える確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた力の育成を重視して行われました。特に、確かな学力の向上に向けては、授業時数が増加し、言語活動や理数教育の充実、グローバル化に対応した英語教育の拡充など、教科によっては実質的に 1 割程度増加し、量、質ともに充実が図られました。

また、平成 29（2017）年の学習指導要領の改訂では、社会に開かれた教育課程が求められ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善をはじめ、道徳の教科化やプログラミング教育など、新たな教育活動が示されています。

このような教育内容や学習活動の量的・質的な充実に対応するために、小・中学校の教職員が連携して、小学校高学年での専門的な指導の充実や、児童生徒のつまずきやすい学習内容についての長期的な視点に立ったきめ細かな指導を行うなど、学習指導の工夫に取り組むことの重要性が増しています。

（2） 発達の早期化等に関わる現象への対応

6－3 制³が導入された昭和 20 年代前半（1945～1949 年）と現在を比較すると、身長伸びや初潮年齢など、思春期の到来時期が 2 年ほど早まり、小学校 4 年生から 5 年生の段階における子どもの身体的発達の早期化が指摘されています。

また、小学校高学年から急に自己肯定感や自尊感情が低下する、あるいは「学校や授業の楽しさ」について否定的になる傾向が増えるなどへの対応が求められています。

思春期の子どもの指導にあたっては、様々な大人が多様な視点に関わることや、教科指導等

³ 6－3 制

小学校 6 年と中学校 3 年の義務教育制度の通称。

において、より専門性の高い指導により、自分の良さを発見しやすくすること、学習意欲を高めやすくすることなど、小・中学校の教職員が連携した指導の工夫が必要となっています。

（３）いわゆる「中１ギャップ⁴」への対応

中学校への進学に際し、新しい環境での不適應への効果的な対応が求められています。生徒指導面では、全国的にみて小学校高学年から中学校にかけて不登校、いじめの認知件数等が大幅に増えることが経年的な傾向として明らかになり、また、学習指導面においても、「授業の理解度」や「教科の好き嫌い」など学習上の悩みを抱える子どもが増える傾向が明らかになっています。

こうした事象の要因として、小・中学校の教育活動の差異や、小学校段階からの学習面でのつまずきの蓄積、小学校段階では顕在化していなかった人間関係の課題などが存在しているとの指摘があります。

そのため、適度の段差が小・中学校段階間に存在することの意義や教育効果について考慮しつつ、指導体制や指導方法、生徒指導、部活動、休日の生活の違いなど、小・中学校における学年間の段差や接続に配慮した教育課程を編成し、義務教育９年間全体での取り組みを充実させていくことが求められています。

（４）社会性育成機能の強化の必要性

共働き世帯や一人親世帯の増加、地域コミュニティの形成が難しいといった様々な背景の中で、大人と子どもの関わりが減っているとの指摘があります。

また、集団での遊びの機会や異年齢の子ども同士の関わりそのものが減っているという現状も指摘されており、子どもの社会性を育成するために、集団教育の場である学校の役割への期待が大きくなっています。

こうした背景のもと、多様な異年齢交流の活発化、より多くの教職員や大人が児童生徒に関わる体制の確保、中学校区を単位にした地域の教育力の強化など、子どもの社会性育成をめざす教育活動の充実を図ることへのニーズが高まっています。

（５）学校現場の課題の多様化と複雑化

近年、子どもの貧困や虐待など複雑な家庭環境で育つ子どもの増加、特別支援教育の対象となる子どもの増加、いじめ・不登校など生徒指導上の問題の増加、保護者ニーズの多様化と対応の困難化、時代の要請に伴う教育活動の高度化など、学校が抱える課題は多様化・複雑化しています。

こうした中、個々の教職員や学年単位、また学校単位の努力だけでは十分な対応が困難となるケースが増えつつあり、中学校区単位での学校間の連携や家庭、地域との協働などによる、子どもに関わるすべての人でつくり上げる質の高い教育活動が求められています。

【参考：小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引（平成 28（2016）年 12 月 文部科学省）】

⁴ 中１ギャップ

子どもたちが小学校から中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活に不適應を起こすこと。

2 八尾市の小中連携によるこれまでの取り組みと課題

(1) 「八尾市立小・中学校における小中連携に関する実態調査」結果について

平成 29 (2017) 年 5 月に本市の全小学校と中学校を対象に、小中連携教育の実態について調査を実施しました。

①小中連携の中学校区における取り組み（平成 28 (2016) 年度）

(単位：中学校区)

中学校区における取り組み	実施している	実施していない
授業体験及びクラブ体験	1 5	0
教職員合同研修会	1 5	0
行事等を通じた小・中学生の交流	1 2	3
各中学校区内での教師による授業参観	1 4	1
各中学校区における 9 年間を見据えた共通のきまりや目標の設定	1 0	5

本市の各中学校区における小中連携の取り組みのうち、「授業体験及びクラブ体験」、「教職員合同研修会」については、すべての中学校区で実施しています。

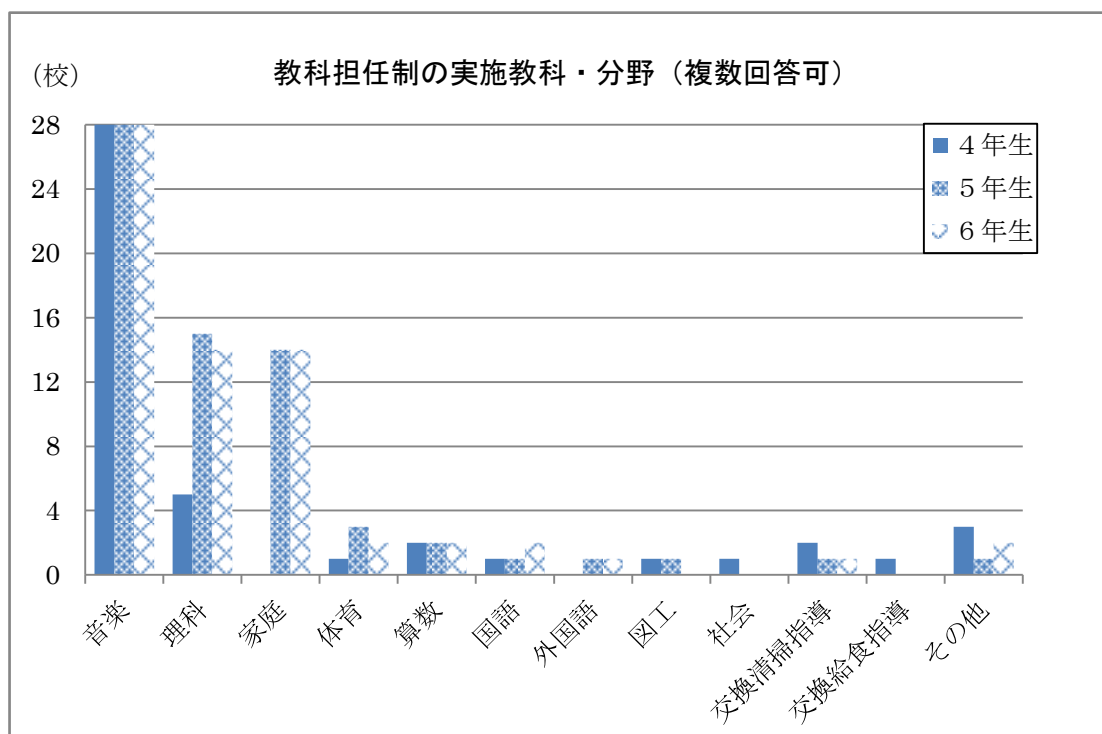
また、「行事等を通じた小・中学生の交流」、「各中学校区内での教師による授業参観」については 8 割以上の中学校区で実施しているとの結果となっており、本市において交流や合同行事といった、小学校と中学校の円滑な接続に配慮した小中連携の取り組みが進められていることがわかります。

一方で、「各中学校区における 9 年間を見据えた共通のきまりや目標⁵の設定」については 10 中学校区にとどまっており、これまで本市が進めてきた小中連携教育から小中一貫教育へと進めていくうえでの課題があらわれています。

⁵ 各中学校区における 9 年間を見据えた共通のきまりや目標

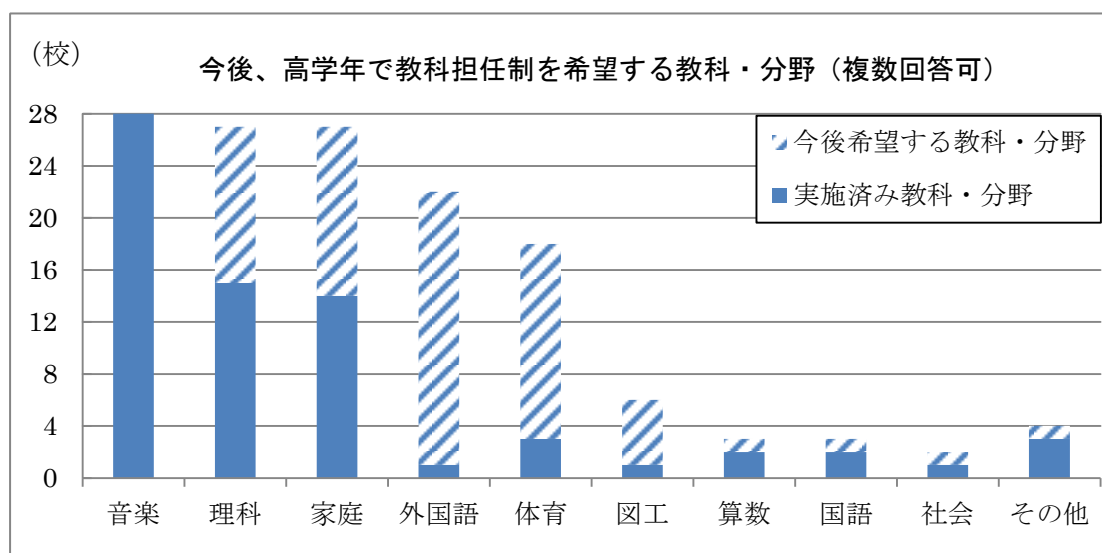
どのような子どもを育てたいかを各中学校区全体で共有し、どのような力を子どもに身につけさせようとするのかを定めたもの。

②小学校における教科担任制の実施教科・分野（平成 28（2016）年度）



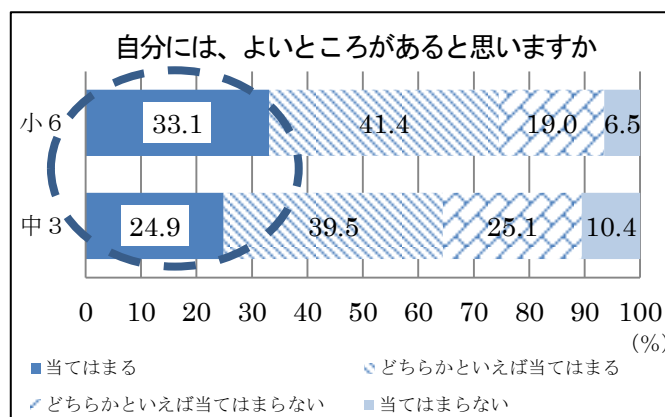
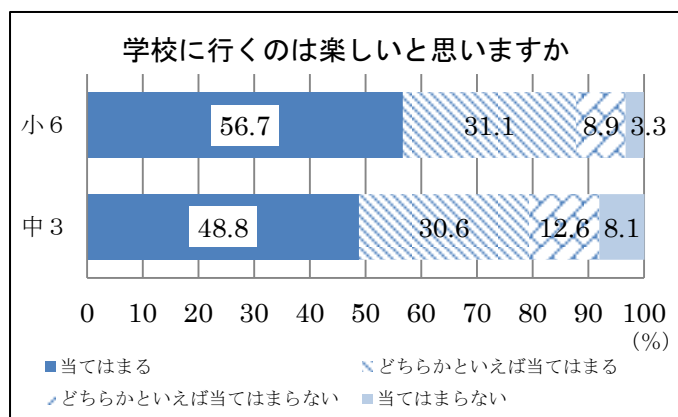
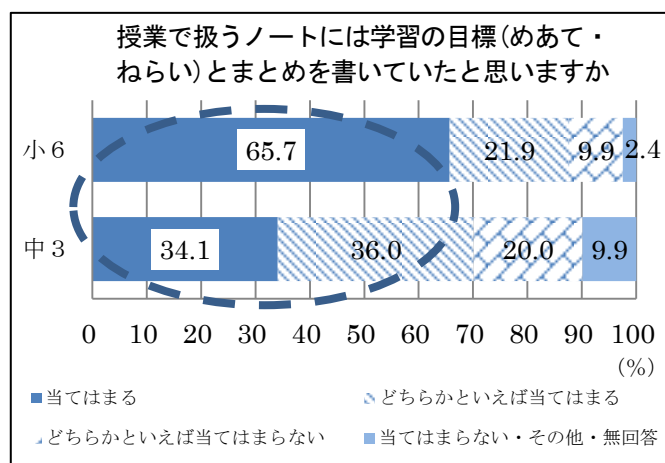
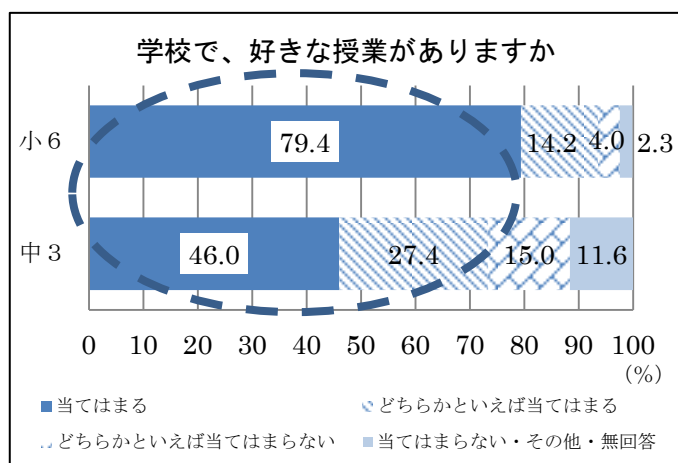
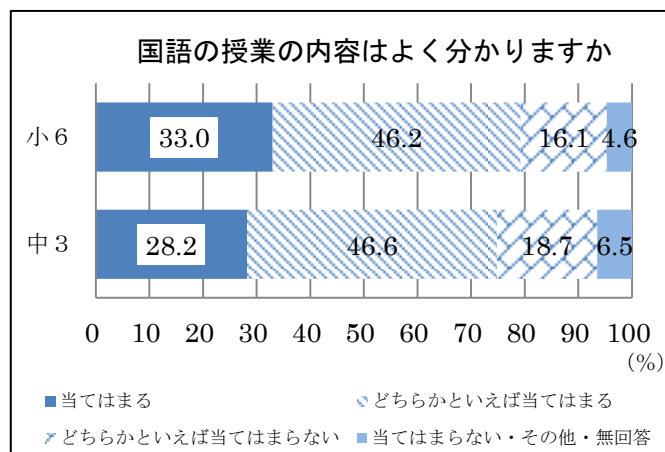
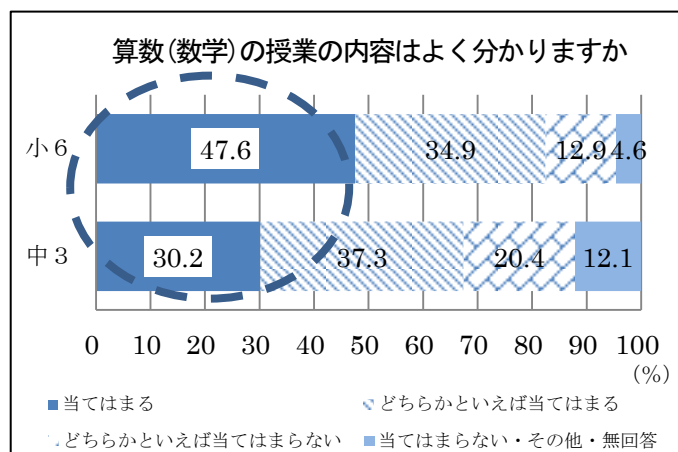
「教科担任制の実施教科・分野」については、全小学校において、教科の専門性がより求められる「音楽」で実施しており、次いで、授業の準備等に時間を要する「理科」「家庭」で実施している学校が多くなっています。

③小学校において今後、高学年で教科担任制を希望する教科・分野（すでに実施している教科・分野を含む）



「今後、高学年で教科担任制を希望する教科・分野」については、すでに多くの学校で実施されている「音楽」「理科」「家庭」のほか、平成 32（2020）年度から全面実施される次期学習指導要領における小学校の「外国語（英語）」の教科化に伴う、小学校の「外国語（英語）」の教科担任制へのニーズや、専門性のある教員が指導することで、より効果が見込める「体育」へのニーズが高まっていると考えられます。

(2) 本市の全国学力学習状況等調査結果

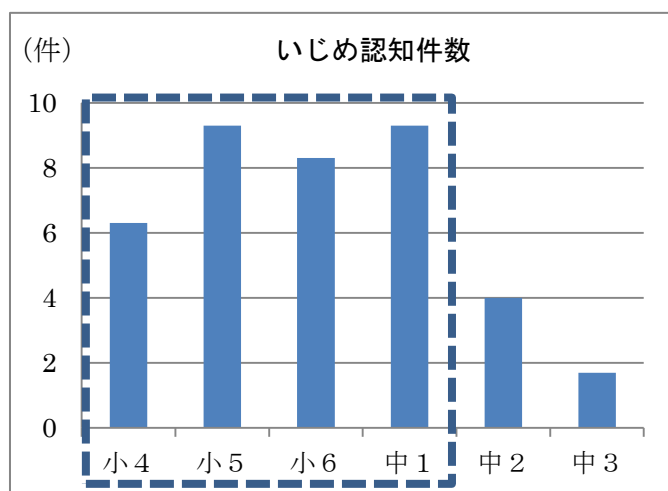
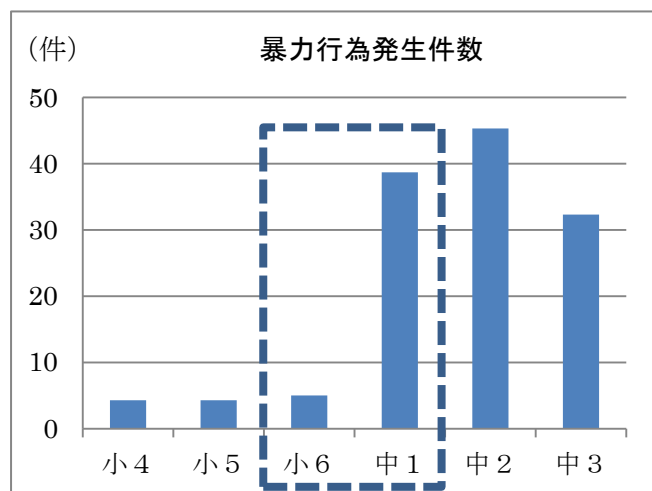
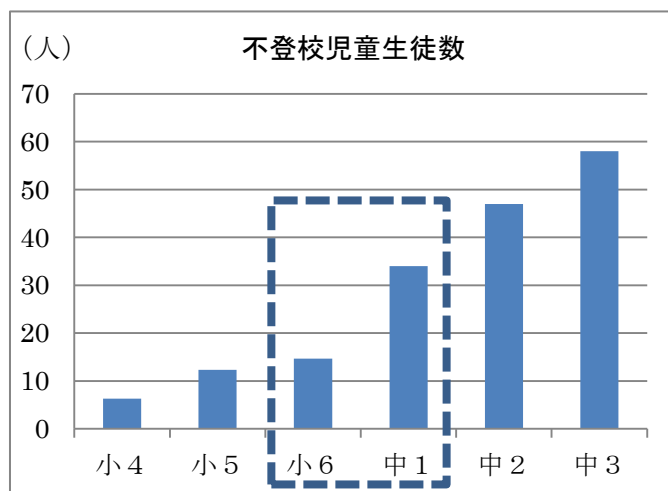


平成 28 (2016) 年度に実施した本市の全国学力学習状況等調査結果において、上記いずれの設問においても、「当てはまる」と回答した割合が、「小6」から「中3」にかけて低下している状況があり、とりわけ、小学校と中学校の段階において「算数(数学)の授業理解」や「好きな授業」、そして自己肯定感といった項目で肯定的な回答が減少しています。

このような中で、9年間の学習において教科等の系統性を意識しながら、中学校区内の子どもの学習状況を小・中学校で共有し、課題を分析したうえで、指導を行うことや授業ルールなどの学習規律を設定することなど、義務教育9年間全体での取り組みの充実が必要です。

(3) 学校現場の課題の多様化と複雑化

本市の不登校児童生徒数（年間 30 日以上欠席）、暴力行為発生件数、いじめ認知件数



※上記の3つのグラフは、本市の各学校における平成 25（2013）年度～平成 27（2015）年度の発生数の合計値を市全体の平均値として表示しています。

「不登校児童生徒数」及び「暴力行為発生件数」については、「小6」から「中1」にかけて最も増えています。また、「いじめ認知件数」については、小学校高学年から「中1」にかけて、多くなっています。

これらの要因としては、小学校高学年における思春期の到来時期や身体的発達の早期化が進んでいることに加え、学校をはじめとして、家庭、地域社会におけるそれぞれの課題が複雑に絡み合っていると考えられます。

このような中で、多様な異年齢交流の活発化や、より多様な教職員や大人が児童生徒に関わること、また、中学校区を単位にした地域の教育力の強化など子どもの社会性育成をめざす教育活動の充実が必要です。そのためには、中学校区内で学習規律や生活規律について、すべての教職員が共有し、効果的な指導技術や指導・助言などについて、学習したり話し合ったりするような場を設定することが必要です。併せて、家庭、地域との連携を進めるため、学校教育の方針や取り組みについての情報発信とその理解を進めるための取り組みが必要です。

(4) 高安小・中学校における研究実践

平成 28 (2016) 年 4 月に開校した高安小・中学校では、教育フロンティア校として 3 年間の研究推進校に指定し、加配教員等を活用しながら、「八尾市小・中学校の連続性のあるカリキュラムの活用」、「外国語（英語）教育の充実」、「体育指導の充実」、「定期的な自主学習支援」の 4 つの研究項目について教育委員会事務局と連携しながら研究を進めています。

また、校務分掌表を小・中学校で一つの表にまとめて学校運営を行い、フロンティア校研究推進会議や小中合同教科全体会議等を小・中学校合同で実施するとともに、中学校教員による小学校への乗り入れ授業を実施しています。

① 研究項目について

ア 「八尾市小・中学校連続性のあるカリキュラム」の活用

「八尾市小・中学校連続性のあるカリキュラム」を活用した授業を行うなど、各教科・領域等における指導方法の研究を進めています。また、学習規律や授業づくり等の方針について、小・中学校で統一した「高安スタンダード」に基づく指導を行っています。

イ 外国語（英語）教育の充実

小学校高学年の外国語（英語）活動では、中学校教員の専門性をいかし、NE T⁶と協力しながらアルファベットや英単語に親しむ活動を多く取り入れ、中学校での外国語（英語）の授業への円滑な接続につなげています。

ウ 体育指導の充実

中学校教員の専門性をいかし、「運動が苦手」という児童に対して、発達段階に応じて遊び等の要素を取り入れた授業を展開しています。また、年間を通じて小学校教員とチームティーチング（TT）⁷による指導を実施し、専門的技術や器具の使用方法を伝達しています。

エ 定期的な自主学習支援

放課後学習会、週末課題、小学校高学年と中学校 1・2 年生での自主学習ノートの活用、中学校の定期テスト 1 週間前に合わせて中学校では 6 限終了後に 30 分間の自主学習時間を設定するとともに、小学校において児童の自主的な学習に向けた勉強強化週間等を実施しています。

⁶ NE T

英語を母国語とする外国人英語指導助手。

⁷ チームティーチング（TT）

複数の教員が協力して授業を行う指導方法。

② 平成 28（2016）年度の研究成果

- ア 教職員同士の交流が増えることで、学習内容の共有が図られるとともに学習の見通しがたち、児童生徒理解も深まっています。
- イ 小・中学校で統一した高安スタンダードに基づく指導を行うことで、児童生徒が安心し、落ち着いて学校生活を送ることができるようになっていきます。

※ 平成 29（2017）年度を中間報告の年として位置づけるとともに、平成 30（2018）年度には、3 年間の研究成果を取りまとめた実践報告を行う予定としています。また、平成 31（2019）年度以降、高安小・中学校における研究成果（カリキュラムの活用等）を他の中学校区に発信していきます。

③ その他（小中での交流事例）

小中合同集団下校、異学年合同清掃、小中合同避難訓練、高安クリーンアップ作戦（地域の清掃活動）、高安の里マラソン大会、中学校クラブ活動体験等を行っています。

3 小中連携教育から小中一貫教育へ

(1) 小中連携教育と小中一貫教育について

本市では、小学校から中学校への円滑な接続を図る観点から、すでに小・中学校間の連携のあり方に着目し、小中連携教育を各中学校区において実践してきました。（下部参照）

小中連携教育の取り組みでは、小学校と中学校が連携を意識して、系統性のある指導を行うための様々な工夫・改善に取り組んできたところです。

これまでの小中連携教育を基礎として、小中一貫教育へと取り組みを発展させることで、今後、小学校、中学校の枠にとどまることなく、義務教育9年間の系統性と連続性に配慮した一貫性のある教育活動を展開し、指導体制や学習指導方法などを充実させていきます。

なお、本市における「小中連携教育」及び「小中一貫教育」の定義については、文部科学省が示す定義を適用するものとします。

【小中連携教育・小中一貫教育の定義】

- 「小中連携教育」…小・中学校段階の教育が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続をめざす様々な教育
- 「小中一貫教育」…小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が「めざす子ども像」を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育をめざす教育

※小中一貫教育の導入状況調査（平成 29（2017）年 3 月 文部科学省）

参考：本市におけるこれまでの小中連携教育の実践

○小・中学校パートナーシップ推進事業

平成 22（2010）年度から平成 24（2012）年度まで、4 中学校区（平成 23（2011）年度に 1 中学校区を追加）を指定し、教職員の合同研修をはじめ、中学校区における小学校同士の合同授業や小学校と中学校の合同行事などにより、小・中学校の教職員が互いの教育内容を理解し情報を共有することで、中学校区の児童生徒への理解を深め、学習指導や生徒指導を充実させてきました。

○小・中プラスワン事業

平成 25（2013）年度から平成 26（2014）年度まで、小・中学校パートナーシップ推進事業の成果を基に、指定した 5 つの小学校、中学校において、中学校教員による小学校への乗り入れ授業や小学校における専科指導⁸の研究を進め、中学校区内での授業改善や校種間連携の推進を図ってきました。

⁸ 専科指導

主に専門的な技能を必要とする教科について、専科教員が担当して指導すること。

4 八尾市小中一貫教育の基本方針

(1) 基本方針

本市では、**キャリア教育の視点をいかし**、義務教育9年間を見通した一貫した指導を行うことで、将来の様々な課題に直面した場合、柔軟性を持ちながらもたくましく対応し、社会人として自立していくことができるとともに、豊かな職業観・勤労観を持ち、主体的に生きる力や広く世界に目を向ける国際感覚を身につけた、「**未来を切り拓くチャレンジする『八尾っ子』の育成**」に向けて、平成31(2019)年度より、すべての中学校区で小中一貫教育を推進します。

①中学校区での「めざす子ども像」の共有

中学校区の「めざす子ども像」を明確にし、小・中学校の教職員が共通認識を持ちながら、中学校区の特色をいかした教育活動を推進します。

②義務教育9年間の「学び」の充実

義務教育での子どもたちの「育ち」や「学び」を一体的に捉え、9年間を見通した指導方針のもと、教育活動を推進します。

③地域に根ざした小中一貫教育の推進

学校、家庭、地域が小中一貫教育について共通理解のもと、地域に愛着と誇りを持った子どもたちを育ていけるように、「めざす子ども像」を保護者や地域住民と共有し、三者が一体となった教育を推進します。

また、地域の教育資源（豊かな自然環境や歴史文化、人材など）を十分に活用し、子どもたちの学ぶ力を育む教育活動を推進します。

④就学前施設と連携した小中一貫教育の推進

各中学校区における小中一貫教育の取り組み状況の情報発信等を通じて、「めざす子ども像」の実現に向けて、就学前施設と連携を図りながら、連続性のある教育活動を推進します。

⑤小中一貫教育推進のための組織体制の確立

各中学校区において小中一貫教育推進のための組織体制を確立し、教育課程や教育内容の検討・実践を行います。

5 小中一貫教育の推進により期待する成果と具体的な取り組み

(1) 小中一貫教育の推進により期待する成果

小中一貫教育の推進により、小・中学校の教職員が連携・協働して、小・中学校9年間の子どもの成長を見通し、子どもの成長の段階に応じて指導体制・指導方法等を工夫することで、教職員が長期的な視点で児童生徒理解ができるようになるとともに、学校、家庭、地域がそれぞれの教育機能の充実を図り、相互に連携を強化し、三者が一体となって子どもの教育に取り組むことで、以下の成果が期待できます。

①学習意欲の向上

小・中学校9年間を見通した学びの連続性を大切に授業の工夫・改善をはじめ、わかりやすい授業づくりと学習指導のさらなる充実、指導方法や指導内容の研究・改善、学習習慣の定着に向けた働きかけの充実など、児童生徒の発達に即した系統性、継続性のある指導を行うことにより、基礎的・基本的な力の定着や思考力・判断力・表現力の育成、知識・技能を活用して課題を解決する力の育成など確かな学力の育成が図られるとともに、生涯にわたって学び続ける心の育成が図られ、学習意欲の向上が期待できます。

また、小学校高学年から可能な範囲で教科担任制（授業交換）を取り入れることや、小学校と中学校の教職員が相互に乗り入れて授業を実施する（特に中学校から小学校へ）こと等により、中学校への接続が円滑になり、一層の教育活動の充実が期待できます。

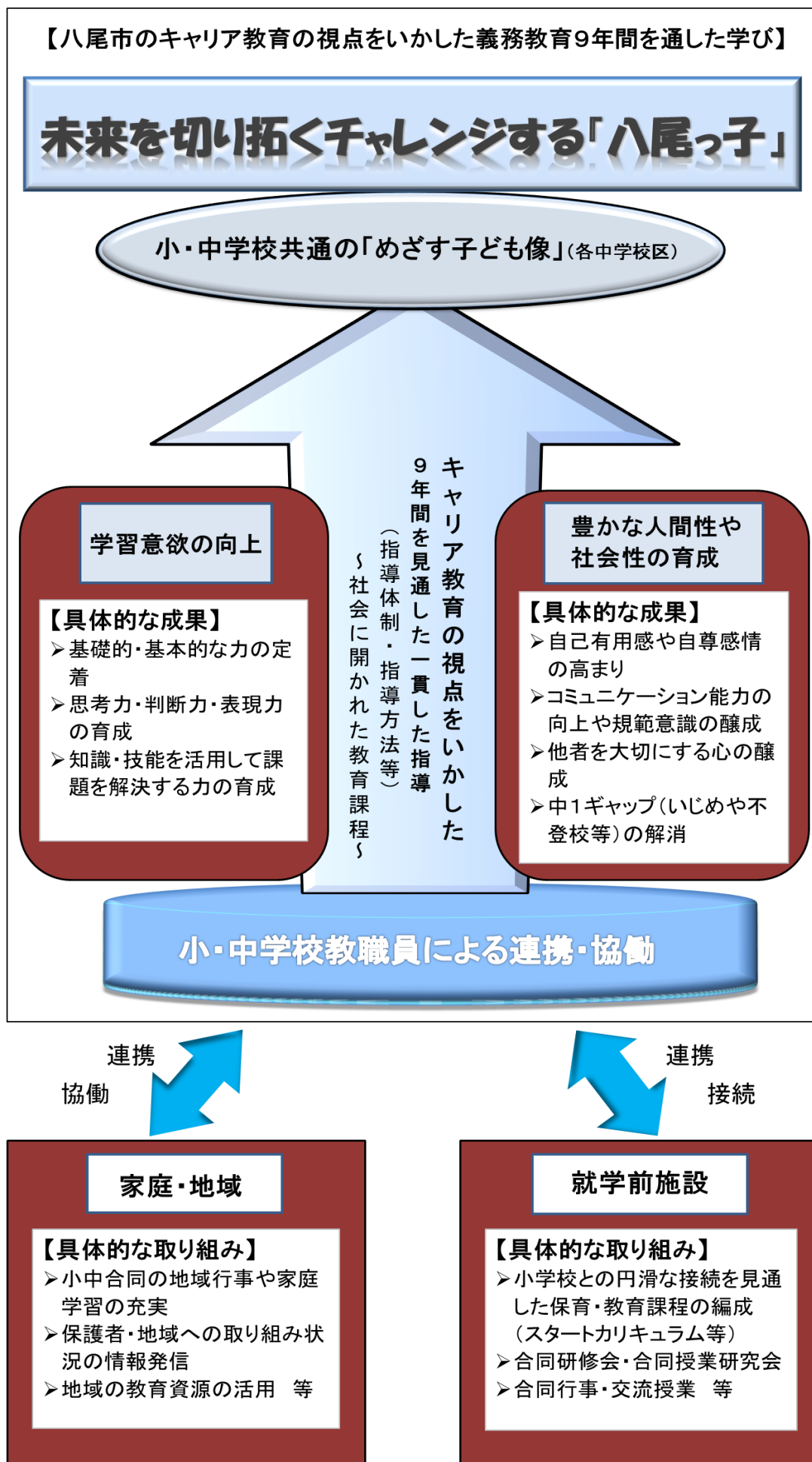
②豊かな人間性や社会性の育成

小中や小小による児童生徒の異年齢集団による交流を通して、集団の中での自己有用感⁹や自尊感情が高まり、コミュニケーション能力の向上や規範意識などの醸成により、豊かな人間性や社会性の育成が期待できます。

そして、小・中学校教職員がこれまで以上に綿密な情報交換を行い、発達段階を踏まえた9年間の計画的かつ継続的な教育活動を行うこと等により、他者を大切にする心が培われ、いじめや不登校などのいわゆる中1ギャップの課題の解消が期待できます。

⁹ 自己有用感

自分の属する集団の中で、自分がどれだけ大切な存在であるかということを自分自身で認識すること。



（２）具体的な取り組み

基本方針に基づき、現行の小中連携教育の活動を基礎として、小中一貫教育の推進に向けた段階的な取り組みを進めます。



準備期 [～平成 30 (2018) 年度]

- 小・中学校で「小中一貫教育担当者」を位置づけるとともに、中学校区で小中一貫教育を推進する組織を設置
- 小・中学校で共通の「めざす子ども像」や9年間を見通した小・中学校それぞれの「学校教育目標」の検討（共有と整合）
- 小中一貫した学習規律や生徒指導等の指導方法の検討、児童生徒の実態把握
- 小中一貫教育についての保護者・地域への情報発信
- 小中一貫教育を推進するための中学校区の特色に応じた3か年の計画立案（平成 31 (2019) 年度～平成 33 (2021) 年度）



第 1 ステージ（スタート期）[平成 31 (2019) 年度]

○全中学校区における共通の取り組み事項

- ◇ 各中学校区で小・中学校間で地域の子どもの状況を共通理解し、学校間での協議を経て、小中一貫教育の推進により期待される成果を意識した義務教育9年間での「めざす子ども像」や9年間を見通した小・中学校それぞれの「学校教育目標」の設定
- ◇ 「めざす子ども像」の実現に向け、子どもたちの発達段階や学年ごとの「つけたい力」とそれに応じた指導計画などの設定

○各中学校区の実態に応じた段階的な取り組み事項

ステップ 1	・ 行事等（文化祭、合唱コンクール、クラブ活動体験、マラソン大会等）を通じた小学生と中学生との交流の実施 ・ 中学校区内における各学校への教職員による授業参観の実施 等
ステップ 2	・ 中学校区内における教職員合同研修会の実施 ・ 中学校区内における学習規律、生活規律などのスタンダードの作成 等
ステップ 3	・ 中学校区内における学力分析会議等の実施 ・ 小学校高学年における一部教科担任制（授業交換）、乗り入れ授業の実施 等

○各中学校区における取り組みの検証

平成 31 (2019) 年度の取り組み成果についての検証



第2ステージ（充実期）[平成 32 (2020) 年度]

- 小中一貫教育の段階的な取り組みの充実
- 平成 32（2020）年度の取り組み成果についての検証



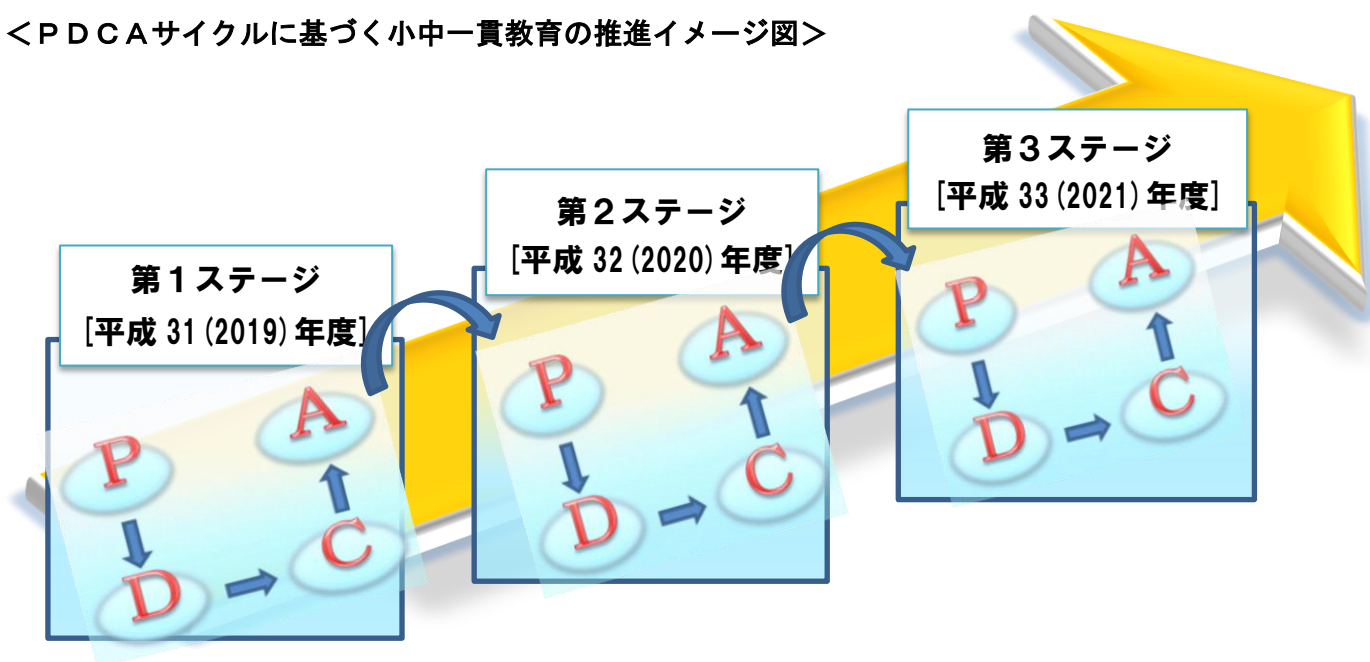
第3ステージ（評価・改善期）[平成 33 (2021) 年度]

- 平成 33（2021）年度の取り組み成果についての検証
- 平成 31（2019）年度～平成 33（2021）年度の取り組み成果についての総括



P D C Aサイクルに基づく小中一貫教育の推進[平成 34 (2022) 年度以降]

< P D C Aサイクルに基づく小中一貫教育の推進イメージ図 >



Plan（計画）：指導計画の設定、具体的な取り組みの計画

Do（実行）：指導計画、具体的な取り組みの計画に基づいた取り組みの実行

Check（評価）：児童生徒や保護者アンケート等を活用した中学校区ごとの計画に基づく取り組みの成果についての検証

Action（改善）：評価に基づく、指導計画や取り組みの改善

6 小・中学校の施設形態と学年の区切りの考え方

(1) 施設形態と小中一貫教育の取り組み

本市では、施設一体型¹⁰の小・中学校は高安小・中学校1校のみであり、他はすべて施設分離型¹¹の小・中学校です。本市では、施設一体型、施設分離型に関わらず、共通した考え方に基づいて、小中一貫教育を推進することとし、それぞれの中学校区の状況に応じた取り組みがあるものとします。

※施設分離型の小中一貫教育の留意点

施設分離型の小・中学校においても、小・中学校が「めざす子ども像」やそれぞれの学校教育目標について協議し、共通した考え方に基づいて、統一性をもたせていくことが十分に可能です。施設分離型の小・中学校における学校間の距離、学校規模、施設併用の可能性など、それぞれの中学校区の状況に応じて小中一貫教育の取組方法を工夫していくこととします。併せて、一つの中学校区に複数の小学校のある場合では、教職員による合同研究・研修や児童の合同学習・行事の実施など、小学校同士の連携を工夫することで小中一貫教育の効果をより高めることとなります。

参考資料：小・中学校一覧（エリア・中学校区別）

東ブロック	高安中学校	高安小学校	南ブロック	龍華中学校	龍華小学校
	南高安中学校	南高安小学校			永畑小学校
	曙川中学校	南山本小学校		大正中学校	大正小学校
		高安西小学校			大正北小学校
	曙川南中学校	曙川小学校		志紀中学校	志紀小学校
		刑部小学校		亀井中学校	竹渕小学校
		曙川東小学校			亀井小学校
西ブロック	久宝寺中学校	久宝寺小学校	北ブロック	八尾中学校	用和小学校
		美園小学校			長池小学校
	成法中学校	八尾小学校		桂中学校	桂小学校
		安中小学校			北山本小学校
	高美中学校	高美小学校		上之島中学校	山本小学校
		高美南小学校			上之島小学校
	※特別な教育課程を編成する市立特別支援学校については掲載していません。			東中学校	東山本小学校
			西山本小学校		

¹⁰ 施設一体型

小学校と中学校の校舎の全部又は一部が一体的に設置されている。

¹¹ 施設分離型

小学校と中学校の校舎が別々に設置されている。

(2) 学年の区切りについて

①高安小・中学校の指導区分の編成と発達段階に応じた指導

本市の教育フロンティア校である高安小・中学校においては、義務教育9年間を発達段階に応じて学習基礎定着期（小1～小4）・学習充実期（小5～中1）・学習発展期（中2～中3）に区分し、各段階において下記の点に留意しながら児童生徒の発達に即した学びを育んでいます。

ア 学習基礎定着期（小学校1年～小学校4年）

学級担任制によるきめ細かな指導や家庭との連携により、基本的な学習習慣、生活習慣を身に付ける指導に重点を置きます。繰り返し指導や補充指導等による習熟を図ることを重視するとともに、具体物を活用した体験的な学習等により、生きる力の基となる基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ります。

イ 学習充実期（小学校5年～中学校1年）

これまでの学習や生活で身に付けたことの活用を重視するとともに、論理的思考力の育成を図ります。また、小学校高学年で一部教科担任制、小・中学校教職員の交換授業等を行い、中学校の学習へのスムーズな移行を図り、中学校の学習に対する不安の軽減を図ります。さらに、体験学習、調べ学習、異年齢交流などの多様な学習スタイルを積極的に導入し、実生活で活用できる生きた知識や技能を養うことに重点を置き、小学校から中学校へ継続して夢や学ぶ意欲を育むなど、子どもの気持ちを大切にしたい中学校への円滑な接続を図ります。

ウ 学習発展期（中学校2年～中学校3年）

教職員の専門性に基づく基礎・基本の確実な定着と9年間の総仕上げをめざします。また、個性や能力の伸長を図り、子どもが夢の実現に向けて確かな方向性が持てるよう支援します。特に、キャリア教育や発展学習等により、自分の生き方を考えたり、これまで身に付けたことを発展させたりすることを重視し、自ら課題を発見し、解決する力の育成を図ります。

②学年段階の区切りの柔軟な設定の研究

施設分離型の小中一貫教育においても、高安小・中学校の実践を参考にしながら、子どもたちの発達の早期化への対応や、中学校への進学に際して子どもが体験する段差の緩和を図る観点から、学年段階の区切りを柔軟に設定する取り組みを研究していくこととします。一方で、どのような区切りを設定するかは各中学校区の児童生徒の実態に応じて考えていくものとし、区切りを手段として捉え、従来であれば中学校段階の指導の特徴ともされてきた取り組みについて、小学校の指導のよさをいかしながら、段階的に小学校高学年に導入したり、小・中学校の教職員が協力して指導を行ったりすることにより、学年・学校段階の円滑な移行を図っていくこととします。

7 小中一貫教育の実現に向けての主な推進体制

(1) 八尾市小中一貫教育推進会議

教育委員会事務局及び学校代表者等で構成する八尾市小中一貫教育推進会議において、本市における小中一貫教育のカリキュラム、教育環境、小中一貫教育の推進における諸課題と解決方法などについて幅広く議論を行い、評価・改善をしながら進めていきます。

<主な検討事項>

- ①小中一貫教育の学校運営に関すること
- ②小中一貫教育の教育課程や指導体制に関すること
- ③小中一貫教育の教育活動の評価に関すること

(2) 各中学校区及び学校における推進組織の設置

中学校区の学校数や学校間の距離、児童生徒や家庭、地域の実態、教育課題などは同一ではないため、一定の目標や中心となる手立ては市全体で共有しながらも、各中学校区の特色や課題に応じた小中一貫教育を研究し、実践します。

その具体的な取り組みを充実させるため、各中学校区において既に設置されている校区交流等の既存の組織をいかし、推進していきます。

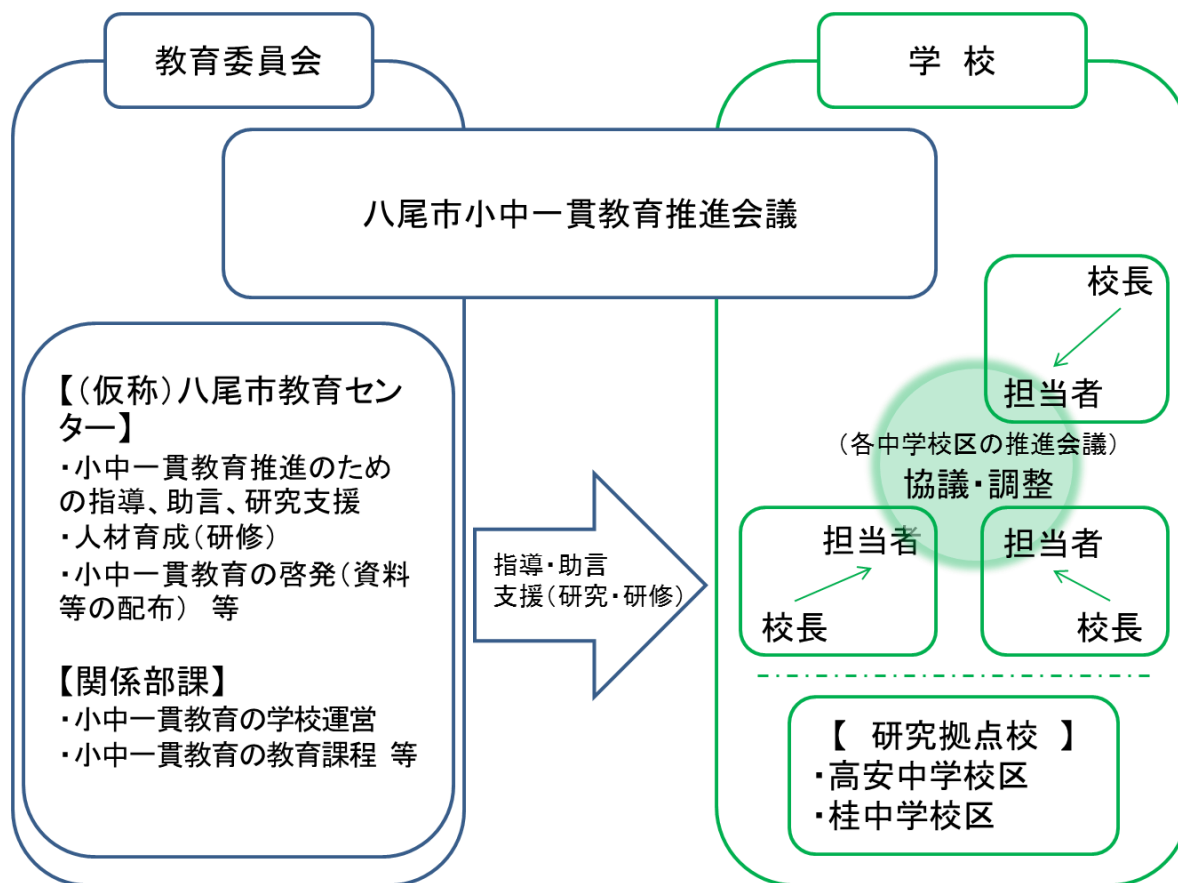
- ①各学校は、校長を長とする小中一貫教育を推進する組織を設置し、取り組みを進めます。
- ②小中一貫教育の担当者を置き、担当者が各中学校区の連携の窓口となり、中心となって具体的な取り組みを進めます。
- ③各中学校区において、各学校の担当者が集まって推進会議を開催し、各中学校区内の具体的な取り組みの協議・調整を行います。
- ④各中学校区の推進会議においては、各学校の校長のうち1名が長となり、会議を統括します。
- ⑤体制や運営の詳細については、各中学校区で創意工夫することとします。

(3) (仮称) 八尾市教育センターの取り組み

平成 30 (2018) 年度に「(仮称) 八尾市教育センター」を設置し、小中一貫教育推進のための各学校への指導及び助言、研究支援を行うとともに、小中一貫教育担当者の育成や研修を行っていきます。

また、高安小・中学校では施設一体型の研究拠点校として、桂中学校区では施設分離型の研究拠点校として、小中一貫教育について、それぞれをモデル校区として位置づけ、研究を進めるとともに、先進事例の取り組みや研究成果の発信を行っていきます。

<推進体制のイメージ図>



8 その他（今後の検討事項）

（１）教育課程特例校制度¹²の検討

地域や児童生徒の実態を踏まえて、小中一貫教育の核として何を位置づけていくのかについて、教育課程の特例を活用して、他の学校にはない新たな教科等を設けたり、教科等の内容項目を見直したりすることも選択肢の一つとして検討します。

（２）義務教育学校¹³設置に向けた検討

平成 27（2015）年 6 月に学校教育法が改正され、平成 28（2016）年 4 月から小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校が新たな学校種として創設されました。

今後、本市における義務教育学校の設置については、国のめざす方向や他市の取り組み、本市の高安小・中学校の教育フロンティア校としての実践を踏まえ検討します。

（３）学校運営協議会の設置に向けた検討

学校の指導・運営体制を充実し、地域との連携・協働を含めた学校運営の改善を図ることにより、複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進するための法改正が、平成 29（2017）年 4 月に施行されました。この中で、学校運営協議会の設置については教育委員会の努力義務として規定されたところです。

今後、地域や保護者が学校を信頼し、課題を共有し、学校を支援する活動の仕組みの一つとして、学校運営協議会の設置について検討します。

（４）小中一貫教育の推進にかかる人的配置等について

現在、教職員の長時間労働や多忙化の解消が課題としてあげられています。小中一貫教育の推進の取り組みと改善を行う中で、個々の業務の見直しや創意工夫、中学校区の組織力の向上を図ります。また、全国的な事例としては、指導方法の工夫改善や教材研究の充実により、業務の効率化が図られた事例も報告されています。

引き続き、本市の教育フロンティア校である高安小・中学校での実践をはじめ、これまでの小中連携の実践、学校事務の共同実施の取り組み等の評価を通して、教職員の多忙化の解消に有効な実践についても検証していきます。

今後、学校現場における業務改善や教職員の負担軽減対策等、学校における働き方改革を進めるとともに、これまでの教職員の定数配置を基本としながらも、中学校教員の小学校への乗り入れ授業の実施も見据え、国や大阪府への加配要望、時間講師や学校支援ボランティアの活用などについて検討します。

¹² 教育課程特例校制度

小学校、中学校において各学校又は当該学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該学校又は当該地域の特色をいかした特別の教育課程を編成して教育を実施することを認める制度。

¹³ 義務教育学校

1 人の校長のもとで、一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する 9 年制の学校で教育を行う形態。

資料編

八尾市小中一貫教育推進会議 委員名簿

役職	氏名	所属
会長	吉川 慎一郎	教育次長
副会長	鶴田 洋介	教育総務部長
副会長	鶴原 隆司	学校教育部長
委員	田中 淳二	生涯学習担当部長
委員	今岡 誠司	教育総務部次長 (教職員人事担当)
委員	亀甲 知之	学校教育部次長
委員	岩下 順一	小学校校長会代表 (高美南小学校長)
委員	俣野 成明	中学校校長会代表 (南高安中学校長)

◎事務局

教育政策課、指導課、教育サポートセンター、人権教育課

八尾市小中一貫教育推進会議の審議経過

実施日	会議等	内容
6月15日	第1回八尾市小中一貫教育推進会議	○基本方針策定に向けた課題整理 ○基本方針と目標案について
7月10日	第2回八尾市小中一貫教育推進会議	○八尾市小中一貫教育基本方針（素案）について
8月25日	第3回八尾市小中一貫教育推進会議	○八尾市小中一貫教育基本方針パブリックコメント案について
9月25日～ 10月25日	市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施	
11月1日	第4回八尾市小中一貫教育推進会議	○市民意見に対する市の考え方について

八尾市小中一貫教育基本方針

平成 29（2017）年 11 月 刊行物番号： H29－104

発行：八尾市教育委員会事務局 教育総務部 教育政策課

〒581-0003 八尾市本町 1 丁目 1－1

T E L：072-924-3888 F A X：072-991-4620